

岩手大学宿舎規則

平成16年4月1日 制定
令和8年2月20日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学が、第3条に規定する職員等に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって岩手大学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 岩手大学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、岩手大学不動産管理規則に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。ただし、北山職員宿舎の貸与その他運用に係る事項については、別に定める。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 本学教職員（本学学生の身分を有する者及び非常勤講師を除く。）をいう。
- 二 宿舎 職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、岩手大学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- 三 自動車の保管場所 前号に規定する工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所として職員等に使用させるため、岩手大学が設置するものをいう。

(設置)

第4条 宿舎は、次に掲げる場合において、予算の範囲内で設置するものとする。

- 一 職員等の職務に関連して岩手大学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 職員等の住宅不足により岩手大学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

(設置の方法)

第5条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄付、借受その他の方法により行うものとする。

(維持及び管理に関する責任者)

第6条 宿舎は、学長が維持及び管理を行うものとする。

(宿舎の貸与)

第7条 宿舎は、次に掲げる者に貸与することができる。

- 一 第3条の職員等に該当する者

二 その他、特別な事情があると学長が認めた者

(貸与の申請)

第8条 宿舍の貸与を希望する者は、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前条に定める要件を満たし、かつ、職員等の職務に関連して岩手大学の業務の遂行に必要と認められる場合に、宿舍の貸与を承認するものとする。
- 3 学長は、被貸与者(宿舍の貸与を受けた者及び第13条第1項の規定の適用を受ける同居者(以下「同居者」という。))をいう。以下同じ。)が主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとする場合においては、宿舍の設置目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認めるときは、これを承認することができる。
- 4 自動車の保管場所の貸与を希望する者は、申請の上、学長の承認を得るものとする。
- 5 自動車の保管場所は、当該保管場所が設置されている宿舍の被貸与者に限り、貸与できるものとする。
- 6 自動車の保管場所の被貸与者は、自動車の車名・型式・登録番号等に変更が生じた場合は、学長に届け出なければならない。

(宿舍の使用料)

第9条 宿舍は、有料で貸与するものとする。

- 2 宿舍の使用料(自動車の保管場所に係るものを含む。以下「宿舍使用料」という。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ第13条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して、各宿舍につき学長が決定する。
- 3 新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舍使用料は、日割により計算した額とする。
- 4 宿舍の貸与を受けた者は、宿舍使用料を毎月指定する期日までに、岩手大学に払い込まなければならない。
- 5 宿舍の貸与を受けた者が第13条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡し期日までの期間の宿舍使用料を、毎月その月末までに、岩手大学に払い込まなければならない。
- 6 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舍の使用上の義務)

第10条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舍につき学長の承認を受けずに改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、こ

の限りでない。

- 4 前条第6項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

（宿舎の修繕費等）

第11条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、岩手大学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、岩手大学が費用を負担しない修繕の範囲及び修繕の実施方法については、別紙のとおりとする。

（退去の届出）

第12条 被貸与者は、宿舎を退去しようとするときは、明渡し期日の14日前までに、学長に届け出なければならない。

（宿舎の明渡し等）

第13条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、6月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

- 一 職員等でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 在籍出向その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 当該宿舎について岩手大学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 岩手大学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- 2 宿舎の被貸与者は、学長が、第10条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。
 - 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、これらの規定による明渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の3倍（その額を軽減することがやむを得ない特別な事情があると学長が認めた場合には、その定める期間に限り1.1倍）に相当する金額とする。
 - 4 第9条第6項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。
 - 5 被貸与者は、宿舎の明渡しをするときは、損耗状況等について岩手大学の点検を受けた

上で、別紙の取扱いのとおり原状回復を行わなければならない。

(被貸与者に対する監督)

第14条 学長は、被貸与者がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

2 学長は、管理上必要と認めるときは、被貸与者の専有部の立入検査及び調査を行うことができる。

3 前項の立入検査及び調査を行うときは、原則として、被貸与者を立ち合わせなければならない。ただし、緊急やむを得ないと判断した場合には、この限りでない。

(宿舍の現況に関する記録)

第15条 学長は、その維持及び管理を行う宿舍の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかななければならない。

(実施規則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(宿舍の無償使用)

第2条 岩手大学は、国立大学法人岩手大学の成立の際、現に国及び国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号）の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち岩手大学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

(経過措置)

第3条 この規則の施行の際、現に国家公務員宿舎法の各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規則による各相当規定によってなされた承認を受けた被貸与者とみなす。

附 則

この規則は、令和8年2月20日から施行する。

別紙（第11条、第13条関係）

修繕費の負担及び軽微な修繕の実施方法

1 岩手大学が費用を負担しない修繕の範囲

規則第11条の規定に基づき、被貸与者に実施させるものとする。

（1）専用部分

イ 建具、畳等について

（イ）障子及び襖（戸襖を含む。）の張替（障子は一枚単位、襖は原則として一組単位とする。）

（ロ）網戸の張替

（ハ）把手、引手、錠、鍵、蝶番その他建具附属器具類の補修及び取替（ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クローザーの取替を除く。）

（ニ）畳表の裏返し及び取替（一枚単位とする。）

（ホ）壁の塗装及び壁クロス等の張替（原則として一室単位とする。）

ロ 電気設備について

（イ）各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替

（ロ）照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替

（ハ）換気扇（ダクトのあるものは除く。）部品等の補修及び取替

ハ 給水設備について

（イ）水道蛇口の取替

（ロ）水道管の保温巻きの補修及び取替

（ハ）水道管及び風呂釜の凍結による漏水の補修

ニ 排水設備について

（イ）流し台のわんトラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替

（ロ）排水管、排水トラップ、溜桝等の清掃

（ハ）溜桝蓋の補修及び取替

ホ 衛生設備について

（イ）洗面器、手洗器、収納キャビネット、洗濯機パン及びS・Pトラップの部品等の補修並びに栓、部品等の取替

（ロ）便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替

（ハ）フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替（ただし、タンク内部の部品一式の取替は除く。）

（ニ）便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替

ヘ ガス設備について

（イ）コック（器具又はゴム管を接続する箇所）の取替

ト 浴槽等について

（イ）浴槽の附属品の補修及び部品等の取替

（ロ）浴槽の蓋、その他の浴室内の部品の補修及び部品等の取替

チ その他

（イ）台所設備（流し、給湯器、吊り戸棚、コンロ台等）の補修

（ロ）下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替

(ハ) タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード及び帽子掛の補修及び取替
(ニ) 物置の棚板の補修及び取替

リ 上記項目から判断して、岩手大学が被貸与者負担とすることを適当と認めるもの

(2) 共用部分

イ 自転車置場、共同物置、共同排水設備及び共同電気設備の上記(1)に準ずる補修及び取替

ロ 掲示板及び案内板の補修

ハ 花壇等の補修

ニ 車止めの補修

ホ 上記項目から判断して、岩手大学が被貸与者の共同負担とすることを適当と認めるもの。

2 軽微修繕の実施方法

(1) 軽微補修は、宿舍の損傷等のある部分について、岩手大学の指示に従い、被貸与者において行うものとする。

(2) 軽微修繕は、施工上の斉一を考慮して必要最小限度の範囲にとどめるものとし、岩手大学は、被貸与者の宿舍の管理状況、宿舍設備の適正な整備水準の保持、取扱の公平性その他の観点から、被貸与者の負担も勘案の上、実施方法を指示するものとする。

(3) 被貸与者が軽微修繕を行うにあたっては、次のとおりとする。

イ 材料の品質、等級、施工方法等(以下「品質等」という。)は、岩手大学が設置したもの(以下「在来品」という。)と同等又はそれ以上のものとしなければならない。ただし、軽微修繕を行うものについて、過去に取替、塗替、張替等(以下「更新」という。)が行われていることにより、在来品の品質等が明らかでない場合には、現に設置されているものが在来品又は標準的な品質等に比べて著しく異なるものと認められる場合を除き、現に設置されているものをもって在来品と同等と見なすことができる。

ロ 品質等以外の仕様(色、模様、デザイン等機能上の差異に影響を及ぼさないもの)については、極力、在来品と同様のもの(色、模様、デザイン等が似通ったものとし、疑義がある場合には岩手大学が指示する。)とすることで足り、在来品と同一である必要はないものとする。

ハ 岩手大学は、損傷等がない部分について、軽微修繕を行う部分との色、模様、デザイン等を揃えるための更新を指示することのないよう留意するものとする。

(4) 被貸与者が宿舍を退去するに際し、入居中に、既に、上記(3)に定める要件に合致する軽微修繕が行われている場合には、現に損傷等がない限り、更新は必要としない。

3 岩手大学が費用を負担しない維持管理の範囲

(1) 次に掲げる維持管理に要する費用については、全て被貸与者の共同負担とする。

イ 宿舍の共有部分に係る電気代、水道代、ガス代等の光熱水料

ロ 張芝、樹木等植栽の維持管理(ただし、岩手大学が樹木を伐採等する場合は除く。)

ハ 宿舍の共用部分に係る清掃及び草刈

4 原状回復の取扱い

規則第10条第3項の規定に基づく被貸与者の責に帰すべき事由による原状回復及び

規則第13条第5項の規定に基づく明渡しの際の原状回復については、施工上の斉一を考慮して、宿舍の損傷又は汚損の修復の目的から必要最小限の範囲にとどめるものとし、上記1(障子、襖、畳及び壁の修繕単位に係る部分)及び2に定めるところに準じ、被貸与者
に実施させるものとする。